

問 1 完全支配関係を有することとなった日の判定

問 当社は現在、A社の発行済株式の80%を保有していますが、今後、残りの20%を購入して、A社を100%子会社化する予定です。

この場合、完全支配関係を有することとなった日は、A社の株式の購入に係る契約日となるのでしょうか。

答 株式の購入に係る契約日ではなく、A社の株式の引渡しを受けて、その発行済株式のすべてを保有することとなった日となります。

【解説】

平成22年度の税制改正により、100%持株関係のある法人間の取引等について一定の措置が講じられました。この100%持株関係のことを「完全支配関係」といいますが、完全支配関係を有するに至る原因が株式の購入である場合の完全支配関係を有することとなった日とは、株式の購入に係る契約の成立した日、あるいは株式の引渡しの日等のいずれの日をいうのかという疑義が生じます。

この点、完全支配関係を有することとなった日とは、一方の法人が他方の法人を支配することができる関係が生じた日をいい、株式の購入により完全支配関係を有することとなる場合には、株式の購入に係る契約が成立した日ではなく、当該株式の株主権が行使できる状態になる株式の引渡しが行われた日となります。

なお、お尋ねとは逆のケースで、株式の譲渡により完全支配関係を有しないこととなる場合において、完全支配関係を有しないこととなった日とは、株主権が行使できない状態になる株式の引渡しの日となります。

(注1) 連結納税制度における完全支配関係を有することとなった日の判定についても同様の取扱いとすることとし、平成22年10月1日前に締結された株式の購入に係る契約については、従前どおり株式の購入に係る契約の成立した日により判定することとしています。

(注2) 法人が株式を譲渡した場合の譲渡損益については、原則として、株式の引渡しの日ではなく、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上することとなります。

【関係法令】

法22の七の六、61の2①

基通1-3の2-2

連基通1-2-2

連基通経過的取扱い(1)